

食料・農業・農村基本計画

(抜粋)

平成22年3月

た役割の発揮は、農業・農村の健全な発展が、地方の経済や文化、都市の食や暮らし、国土・環境等の様々な安心につながるという国民の理解と具体的行動が前提となる。

このため、各種メディアやIT等を活用し、また、関係者の主体的な取組を引き出しながら、農業・農村の価値や役割についての認識を国民全体で共有する取組を強化し、食料自給率の向上や地域活性化につながる取組を広範に展開する。

その際、それぞれの取組が持続性を発揮しつつ実効あるものとなるよう、地域の消費者、農業者、事業者等が、農業・農村を軸として相互に連携し発展する、「農」を支える多様な連携軸の構築を図る。

4. 新たな理念に基づく食料・農業・農村政策の一体的展開

以上のような政策的な対応方向と改革の視点を踏まえ、農政を大転換するに当たり、農業・農村を再生させ、これを我が国全体の繁栄に結び付けることができるよう、以下の政策を基本に、第3に掲げる各般の施策を一体的に推進する新たな政策体系を構築する。

これを着実に実施することにより、平成32年度までに供給熱量ベースでの総合食料自給率50%の達成を目指すものとする。

(1) 戸別所得補償制度の導入

農業は、食料の安定供給や多面的機能の発揮など、国民の生活に重要な役割を果たしている。こうした役割は、農業が産業としての持続性を維持してこそ果たし得るものであり、その確保を図るためには、意欲あるすべての農業者が将来にわたって農業を継続し、経営発展に取り組むことができる環境を整備する必要がある。

このような考え方の下、戸別所得補償制度を導入する。平成22年度から実施される戸別所得補償モデル対策においては、水田農業を対象として、米を生産数量目標に即して生産した販売農家・集落営農に対して、標準的な生産に要する費用と標準的な販売価格の差額分を交付する。併せて、水田を活用して食料自給率の向上等を実現するため、麦、大豆、米粉用米・飼料用米等の戦略作物の生産に対して、主食用米並みの所得を確保し得る額を交付する。このモデル対策の実施状況を踏まえて、戸別所得補償制度を導入するための制度設計等を行うこととしている。

(2) 「品質」、「安全・安心」といった消費者ニーズに適った生産体制への転換

近年の食品に関する不祥事・事件の発生もあって、食の安全・安心が大きく損なわれている中で、「品質」、「安全・安心」といった消費者ニーズに適った生産体制に転換することが重要である。

このため、「後始末より未然防止」の考え方を基本に、国産農林水産物や食品の安

全性向上のための科学的知見に基づく施策の推進に加え、フードチェーンにおける取組である「トレーサビリティ・システム」や「危害分析・重要管理点（HACCP）」、「農業生産工程管理（GAP）」の定着を実現する必要がある。

また、「地産地消」の推進とともに、国産・輸入を問わず、生産から流通、そして消費に至る一連のフードチェーンにおける取組を拡大することにより、食の安全と消費者の信頼を確保する必要がある。

さらに、食の安全に関するリスク評価機関の機能強化や、リスク管理機能の一元化について、関係府省の連携の下、あるべき体制の構築に向け検討を行う。

（3）6次産業化による活力ある農山漁村の再生

我が国の農山漁村を再生させるため、意欲ある農林漁業者をはじめ、地域の多様な事業者が、バイオマスや太陽光・水力・風力等の再生可能エネルギーだけでなく、農山漁村の風景、そこに住む人の経験・知恵・伝統文化に至るあらゆる「資源」を活用する事業を含めた新たなビジネスに取り組めるよう、必要な支援策を講ずることを通じて、農山漁村の6次産業化を実現する。

こうした取組によって、付加価値のより多くの部分を農山漁村地域に帰属させ、農林漁業を再び活性化するだけでなく、地域内に雇用と所得を確保し、若者や子どもが希望を持って農山漁村に定住できる地域社会の再生を実現する。これを通じて、化石燃料の消費削減、温室効果ガスの吸収源としての役割の発揮、再生可能エネルギーの供給といった側面で、地球環境問題に大きく貢献していく。

